平成２３年（フ）第５２号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋131番地４
債務者　梶田　公博
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県たつの市揖西町小神221番地２
債務者　高畑　佳信
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第４号
徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下310番地１市場団地Ｇ棟201号、旧住所徳島県阿波市阿波町西柴生87番地１
債務者　山口　武志
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
徳島県阿南市富岡町あ王谷41番地　あ王谷団地６号、旧住所滋賀県東近江市上中野町967番地
債務者　松田　一男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第６５１号
北九州市小倉南区大字新道寺1347番地
債務者　岩﨑　隆知
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８５号
北九州市小倉南区上吉田３丁目７番40―605号
債務者　地主　直友
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８６号
北九州市小倉南区上吉田３丁目７番40―605号
債務者　地主三津子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５６号
北九州市小倉北区篠崎５丁目１番１号
債務者　福元　新吾
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７７３号
北九州市小倉南区徳力５丁目13番１号
債務者　吉村　泰昌
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０７号
北九州市小倉北区上富野３丁目16番11号
債務者　高井　良和
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２３号
北九州市小倉北区大畠２丁目４―14グレイス503
債務者　中川　直美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４４号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝388番地２
債務者　西山　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
北海道岩内郡共和町国富24番地５
債務者　葛西久美子（旧姓豊川）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２５号
北海道古宇郡泊村大字堀株村26番地
債務者　澁田　眞澄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第２６号
北海道古宇郡泊村大字堀株村26番地
債務者　澁田　由香
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第３５６号
盛岡市手代森14地割２番地34
債務者　加賀屋克彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２２７号
名古屋市天白区高坂町93番地　高坂荘15棟506号
債務者　石野　太地
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部